

情 個 審 答 申 第 1 号
令和7年（2025年）6月6日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月26日付け、教人発第000072号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和4年（2022年）7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類に関する文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）8月29日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、同年7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年9月16日、実施機関は、文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年11月1日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、個人情報の問題はあるが、審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はなく実施機関は条例の適用を誤っており違法であると考ええる。

又、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、約2年間教師から受けた暴言や暴力等の問題行為、怪我の件で、実施機関が行う教師への処分、熊本市体罰等審議会での審議結果に対し不服を感じている。被害を受けたのは娘本人であり、真実を知る為には個人情報の問題はないと考える。

- (2) 熊本市体罰等審議会にかけられた娘の件で、実施機関は審査請求人、被害を受けた本人(娘)が実施機関に提出した審査請求人の事実の証言や主張、被害者(娘)の主張や直筆の文書等、約2時間に及ぶ動画のデータ(暴言、暴力)、「子供を守る相談票」（以下「相談票」という。）等、全ての関係資料が、事実を隠蔽する事なく体罰等審議会に諮られ、何一つ事実を隠蔽する事なく真実を報告した上で、全ての案件(教師の問題行為)に対し、客観性、公平性を担保し正しい審議が行われたのか、被害を受けた側として真実、審議結果の理由を知る権利がある為。

- (3) 実施機関に熊本市体罰等審議会での審議結果を書面で通知して頂ける様に要望したが、実施機関は電話による結果報告のみを行い書面での通知は対応しないと回答。その為、実施機関に審議結果に基づいた理由の説明を求めたが、実施機関は説明をする事は一切出来ないと回答し、審議内容の深層が分からないままである為。
- (4) 熊本市体罰等審議会に諮られた娘の件で、一部不適切な指導と認定を受けたが、その他違法性を問うと考えられる案件も含まれており、審議内容に対し真実を知りたいと強く思う為。
- (5) 実施機関へ数々の対応を求めるが拒まれる為、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、数々の教師の行為が暴言や体罰として認定されなかった事に対し不服があり、真実を知る為の一つの手段として審査請求を求める。
- (6) 教師の行為により新たな別の事案が発生した為、熊本市体罰等審議会に再度、相談票を提出し再審議を求めたが、新たな案件を含め再審議にはかけられないと返答があり審議されなかったが、理由を知る為。
- (7) 教師の判断による強要で怪我を負い現在も治療が続けているが、約1年経過した現在も教師の問題行為は改善されず、新たに取り決めを行った件に関しても教師が守らなかった為に治療中の症状が悪化するまで、処分を行わず、不適切な指導と認定を受けた教師の授業を被害生徒が受け続けなければならない、実施機関の判断に不服を感じる為。
- (8) 現在被害を受けた娘は教師の不適切な指導が原因で自傷行為、自殺願望がある為、審査請求人は日々危機感を感じており、全ての案件がどのように審議が行われたのか、経緯と真実を知り、実施機関へ早急に教師への厳しい対応と厳しい処分を求める為。
- (9) 熊本市教育委員、熊本市体罰等審議会の処分等に不服を感じ、審議内容の深層を調査した所、審議会に諮られた案件に対し、虚偽の報告があると判明した。審査請求人は親権者であり真実を知る権利がある為、弁解は成り立たず、全事案に対し虚偽、公平性を担保し議論されているか、真実を解明するため。
- (10) 虚偽の報告があると事実が判明したため、実施機関は条例の適用を誤っており本件処分は違法である。
- (11) 以上の点から、本件処分の取り消しを求める為、本件審査請求を提起した。

2 実施機関の主張

- (1) 条例は、個人情報の本人開示の制度を定めていない。したがって、条例に基づいて開示請求がなされた場合の開示の可否は、開示請求者のいかに問わず判断することとなり、たとえ本人から自己に関する情報の開示請求があった場合でも第7条の不開示情報に該当するときは不開示とせざるを得ない。
- (2) 実施機関は、文書等の公開を求める審査請求人の権利を尊重しつつ、個人に関する

る情報がみだりに公にされることのないよう最大限配慮し、かつ、事務事業への支障も慎重に検討して本件処分を行った。実施機関の条例適用に誤りはなく、本件審査請求には明らかに理由がない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和4年（2022年）7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が「審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はな」と主張する点について

条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、本人の自己に関する情報の開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかなどは考慮されないものである。

したがって、審査請求人の主張は妥当ではない。

(2) 文書等開示（一部請求拒否）決定の妥当性について

ア 体罰等審議会審議資料（令和4年7月21日審議分）及び体罰等審議会審議資料（令和4年8月17日審議分）に係る不開示部分について

(ア) 学校名、相談票提出者氏名、対象児童又は生徒の学年及び氏名、関係者の氏名、性別及び所属

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 病名及び同席者の属性

一部の体罰等審議会資料には、上記(ア)の情報に加え、児童生徒の病名及び実施機関の聞き取りに同席した者の属性が記載されている。病名及び同席者の属性も、個人に関する情報であり、かつ、開示することにより特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 教職員の氏名及び年齢

教職員の氏名及び年齢は、事案が発生した学校名を推知させる情報なので、当事者となった児童生徒の個人に関する情報に該当する。そして、これを開示すると、判明した学校名を手掛かりとして特定の個人を識別させ、又は他の情報と照合することにより識別され得るおそれがある。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(エ) 相談票に書かれている問題言動の態様

当該情報は、体罰等を受けたと主張する児童生徒又はその保護者から提出された相談票に記載されていた情報を実施機関において要約又は整理したものであり、調査の対象となる事実が記載されている。

これらの情報は、実施機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号で不開示とした判断は妥当である。

加えて、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

また、これらの情報は、体罰等が疑われる教職員について実施機関が調査をする端緒となるものであり、実施機関の事務事業に関する情報である。

そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又は保護者が子どもを守る相談票の提出を躊躇し、実施機関に情報が寄せられなくなり、体罰等が疑われる行為が放置されることになる等実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあり、条例第7条第6号にも該当する。

以上より、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(オ) 事案の概要、課題（所感含む。）及び認定案

これらの情報は、審議会に諮るための案として実施機関が作成したものであり、実施機関内部における審議又は検討に関する情報に該当する。

そして、これらの情報は、いずれも実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換

又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるものである。

よって、条例第7条第5号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当するものである。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(カ) 相談票原文を転記した部分

当該情報は、相談票に記載されていた体罰等に関する具体的な主張を実施機関がそのまま転記したものであり、実施機関の事務事業に関するものである。

相談票は、実施機関による体罰等調査の端緒となるものであるところ、当該情報を開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が相談票の提出を躊躇し、教職員による体罰、暴言又は不適切な行為に関する情報が実施機関に寄せられなくなる等、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(キ) 関係者からの聞き取り内容

当該情報は、相談票を提出した者等の関係者から実施機関が聞き取った内容を記載したものであり、実施機関の事務事業に関するものである。

そして、これを開示すると、開示を望まない関係者が以後実施機関による聞き取りへの協力を拒むといったことが起こり得るため、実施機関の業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

イ 審議会議事録中、学校名及び議事録部分について

(ア) 体罰等審議会議事録中、学校名に係る部分は、児童生徒又は教職員の個人に関する情報であり、これを開示することにより特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分を条例

第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 審議会の議事録中の議事録部分には、個人に関する情報であり、これを開示すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものが記載されているため、条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。また、議事録部分は、実施機関内部の審議又は検討に関する情報であり、これを開示すると審議会を構成する委員が発言をためらう等率直な意見の交換が害されるおそれがあるため条例第7条第5号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

ウ 審議に関わる資料に係る不開示部分

(ア) 「体罰の定義」で始まる文書中教員の不適切な指導に関する主張が記載された手書きメモ部分

当該情報は、教職員の体罰、暴言又は不適切な指導に係る保護者の主張であり、相談票の記載と同視できるものである。したがって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であるため条例第7条第2号に該当する。また、実施機関の事務事業に関する情報に該当するため、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が実施機関に対する情報の提供をちゅうちょするようになる等、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(イ) 「体罰の定義」で始まる文書中症状が記載された手書きメモ部分

当該情報は、心身の状況に関するものであることから個人に関する情報に該当する。そして、これを開示すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るおそれがある。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 昭和23年法務庁（現法務省）通達（本件通達）中教員の不適切な指導に関する主張が記載された手書きメモ部分

当該情報は、教職員の体罰、暴言又は不適切な指導に係る保護者の主張であり、相談票の記載と同視できるものである。したがって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であるため条例第7条第2号に該当する。また、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が実施機関に対する情報の提供をちゅうちょするようになる等、実施機関の業務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

エ その他関連書類に係る不開示部分

(ア) 「熊本市体罰等審議会における審議結果について」と題する書面別紙部分中学校名及び職員氏名

当該部分には、児童生徒の所属する学校名及び職員の氏名が記載されている。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当し、また、職員の氏名は、同職員が所属する学校を容易に推知させる情報であり、児童生徒を特定させるおそれが認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 「令和4年度(2022年度)体罰等改善状況報告書の提出について(依頼)」と題する書面中パスワードに関する情報

当該情報は、実施機関が学校に対して改善状況報告書の電子メールでの提出を求めた際に、当該電子メールに設定するパスワードの設定方法について指示をしたものである。したがって、実施機関の事務事業に関する情報である。

そして、これを開示するとパスワードの意義が没却されることになるため、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

(3) 文書等開示請求拒否決定の妥当性について

ア 相談票

(ア) 条例第7条第2号該当性

相談票には、児童生徒の所属する学校名、学年、作成者氏名、保護者氏名、児童生徒氏名、保護者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス)及び教職員の氏名が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当し、また、教職員の氏名は、同教職員が所属する学校を容易に推知させる情報であり、児童生徒を特定させるおそれが認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性

相談票は、体罰等が疑われる教職員について実施機関が調査をする端緒となるものであり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又は保護者が相談票の提出をちゅうちょし、実施機関に情報が寄せられなくなり、体罰等が疑われる行為が放置されることになる等実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

イ 生徒直筆の手紙

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該手紙中には、生徒及び教員の氏名が記載されている。また、これらの手紙には、教員に対する思い、事案に対する思い及び教員の体罰等により生じた影響に関する主張等生徒の心情もつづられている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該手紙には、教員による体罰等に関する生徒の主張が記載されている。また、前述のとおり教員に対する思い、事案に対する思い及び教員の体罰等により生じた影響等に関する主張等が記載されている。これを開示すると、体罰等が疑われる調査において当事者である児童生徒が実施機関に対し率直な意見を提供することをちゅうちょすることが想定されることから、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

ウ 教員から保護者に宛てた手紙及び保護者から教員に宛てた手紙

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

これらの手紙中には、生徒、生徒の保護者及び教員の氏名が記載されている。また、これらの手紙には、生徒の保護者及び教員の心情も記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該手紙には、実施機関が相談票を受領する前に保護者及び教員間でやり取りされたことが記載されている。

これを開示すると、開示を望まない関係者が実施機関に対する資料提供をちゅうちょするようになることが想定されることから、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

エ 医師が学校又は教員に宛てた病状報告

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該文書には、生徒の氏名、病名及び病状が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該文書は、体罰等審議会における参考資料として実施機関が入手したものであり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、今後の体罰等の調査において実施機関が資料の提出を求めても、開示を望まない関係者が病状等プライバシーに関わる情報が記載された資料の提供を拒むこととなる等の影響が生じることが想定される。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

オ 入院診療計画書、リハビリテーション実施計画書、診療明細書、検査詳細情報、装具装着証明書、治療用装具明細書、処方箋、調剤報酬明細書、医療機関予約表、「医療等の状況」と題する書面及び装具作成に係る領収書

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該文書には、生徒の氏名、患者番号、病名等の個人の医療に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該文書は、体罰等審議会における参考資料として実施機関が入手したもの

であり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、今後の体罰等の調査において実施機関が資料の提出を求めても、開示を望まない関係者が病状等のプライバシーに関わる情報が記載された資料の提供を拒むこととなる等の影響が生じることが想定される。

したがって、当該文書は、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

カ 「いじめの定義の変遷」と題する書面、熊本市立小・中学校「部活動の指針」、学校だより、「学校における安全配慮義務に関する一考察」と題する論文及びインターネット記事

これらの文書は、一般に容易に入手可能なものであることが認められる。したがって、条例第2条第2号アに該当するものとして開示請求の対象にならないとした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和５年（２０２３年） ６月２６日	熊本市教育委員会から諮問（令和５年（２０２３年）６月２６日付け）を受けた。 熊本市教育委員会から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育委員会から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育委員会から反論書の写しを受理した。
令和７年（２０２５年） ２月７日	諮問の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ３月７日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ４月４日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ４月１８日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ５月９日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ５月２３日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ６月６日	答申案の審議を行った。